

アブダビおよびドバイにおけるオンショア (国内) での法人清算処理と登録解除

2016年1月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部　ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP に作成委託し、2016年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Fax: +971-4-384-4004
E-mail：mero@clydeco.ae

كليرد و كو
CLYDE&CO

目次

はじめに.	1
初期考察.	1
株主との契約.	2
手続き.	2
外国企業の支店の登録解除.	4

アブダビおよびドバイにおけるオンショア（国内）での法人清算処理と登録解除

はじめに

本稿では、以下のような状況において検討すべきいくつかの事柄について概要をまとめています。

- a) アブダビあるいはドバイにおいて、合同会社（有限責任会社（以下、「LLC」））として法人登録した会社を任意解散し、LLCの登録を解除したい場合。
- b) アブダビまたはドバイのオンショア（国内）に支店を有する湾岸協力会議（以下、「GCC」）圏外の法人企業（外国企業）が、その支店の登録を解除したい場合。

初期考察

LLCとして運営する企業は、清算処理手続きを介して解散する必要があります。LLCの解散は、清算処理手続きの中でも最も時間のかかる手続きとなります。この点に関し、解決すべき多くの問題のうち主な事柄を以下に簡単にまとめます：

社員

LLCの社員および扶養家族が有するUAE労働許可および居住ビザを失効させ、UAE労働省、UAE内務省の居住外事総局（移民局）それぞれの会社登録を解除する必要があります。

資産

LLCは解散前に、同社が有するすべての資産を売却、または処分する必要があります。それら資産に関し、何らかの金融契約または信用契約がある場合、それら契約を履行しなければなりません。

契約

LLCは解散前に、同社が締結するすべての契約を、それら契約の条件に基づき、解約、あるいは（更改や譲渡により）第三者へ移譲する必要があります。

知的財産

LLCの社名で登録する、あるいは所有するすべての知的財産権を第三者に移譲する、または破棄する必要があります。

賃貸契約

LLC は、同社が契約する土地や建物の賃貸契約をすべて解約する必要があります。

税関

LLC は、法人登録する首長国の税関の口座を閉鎖する必要があります。

債権者

LLC は、その全債権者に支払いを行い、債務全額を清算する必要があります。

株主との契約

清算手続きの一環として、LLC の会社基本定款(以下、「MOA」)や企業約款を失効させる必要があります。LLC の株式に関し LLC が株主と締結するほかの契約や協定もすべて、それら契約の条件に基づき、解約されなければなりません。LLC の株主は、LLC の解散時に成されるべき行為、または LLC 解散に関連して成されるべき行為について取り決めを定めている場合もあるため、清算手続きを計画する際には、これらの取り決めも考慮に入れる必要があります。LLC の株主が解散に合意しない場合、あるいは清算手続きに協力しない場合、手続きに遅れが生じることもあり、最悪の場合、清算手続きが阻止されることにもなりかねません。

手続き

2015 年 UAE 連邦法第 2 号、商事会社法（以下、「CCL」）は、UAE のオンショア（国内）で法人登録する LLC に適用される基本法です。支払能力のある LLC の清算処理および登録解消は、通常 CCL と LLC の MOA に基づき、その手続きが決定されます。株主は、以下の状況をはじめとするさまざまな理由から LLC の任意解散を決定するに至ります。

- a) LLC の期限として MOA で定められた期間が満期となり、期間延長あるいは更新がなされなかった場合。
- b) MOA で定められた LLC の目的が失効となった場合。
- c) MOA で定められた会社解散のほかの理由が満たされた場合。
- d) LLC の損失が株式資産の半分に等しい、あるいはそれを超える場合。
- e) LLC の株主が全員一致（あるいは MOA の定める基準を超える人数）で、LLC の解散に合意した場合。

清算手続きには、清算人を任命する必要があります。清算人は、法定要件を満たす者でなければなりません。

清算人は、LLC の清算手続きを監督します。清算人の任命前に、LLC の事業を徐々に縮小していくことで、清算処理の費用削減が可能であるとともに、清算完了までの期間を短縮する効果も期待できます。

LLC の清算処理には、LLC の解散を承認する株主の決議同意書や清算人の報告書をはじめ、数々の書類を準備しなければなりません。任命された清算人は、通常、次のような段階を踏んで手続きを進めます。

- a) LLC の解散を認める同社株主の決定を LLC を法人登録した首長国（アブダビまたはドバイの場合は経済開発局（以下、「DED」））に登録する。
- b) LLC の経営陣の協力の下、同社の資産と債務の一覧、貸借対照表を作成する（LLC 経営陣は、帳簿やほかの必要資料を清算人に渡す義務があります）。
- c) LLC の債権を回収し、LLC の代理人として裁判所に出廷し、同社の未納債務を清算する。
- d) 前もって定められた期間内に清算手続きを完了させる。
- e) 清算処理完了後、LLC 総会に最終決算報告を行い、LLC 総会の承認を得る。
- f) 清算処理完了後、LLC の解散を DED に報告し記録する。

DED に必要書類を提出した後、アラビア語の新聞二紙に、清算人の任命と LLC の解散を告知する公告を掲載する必要があります。広告掲載から 45 日後、債権者からの苦情申し立てがないことを前提に、清算人は報告書を提出し、DED に清算手数料を支払います。その上で、DED は LLC の解散を認定します。

LLC の清算手続きは通常、4～6 カ月の期間を要しますが、それぞれの状況に応じて、要する期間は大きく変わります。一見すると大した問題ではないと思われるようなこと（例えば、労働省に報告され、解決済みの過去に生じた社員との係争など）が原因で、手続きに大きく遅れが生じることも多々あります。

外国企業の支店の登録解除

LLC の解散と同様に、外国企業の支店も、登録解除前に閉店する必要があります（上記の‘初期考察’を参照ください）。

外国企業と UAE 国民である代理人（エージェント）との間で結ばれた契約は、UAE の公証役場で外国企業の代表者とエージェントが署名した解約協定に従い、解約されなければなりません。エージェントが支店の登録解除に合意しない場合、あるいは登録解除手続きに協力しない場合、手続きに遅れが生じる、あるいは最悪の場合、手続きが阻止される恐れもあります。

- ・支店の登録を解除するためには、登録解消を認める外国企業の合意書など、数々の書類を準備する必要があります。
- ・必要書類をすべて DED に提出し、手数料を支払います。その上で DED は、登録解除に対し DED は異論のないことを認める承認状を UAE 経済省に提出します。

経済局の要請に応じ、アラビア語の日刊紙に、支店の登録解除を告知する公告を掲載しなければなりません。公告により、支店の登録解除に不服がある場合、30 日以内に申し立てるよう促します。また同時に、外国企業が支店登録した際に設けた銀行保証の解除を要請する必要があります。30 日の申し立て期間の経過後、経済省は、支店の登録解消を認める同意書を発行し、銀行保証を解除します。

経済省の同意書を DED に提出すると、DED は支店の登録解除を認定します。

外国企業の支店登録解除手続きには、通常、4~6 カ月の期間を要しますが、それぞれの状況に応じて、要する期間は大きく変わります。一見すると大した問題ではないと思われるようなことが原因で、手続きに大きく遅れが生じることも多々あります。

Clyde & Co LLP.

Key contacts

Takamasa Makita, Legal Director
takamasa.makita@clydeco.com

Phil O' Riordan, Partner
phil.oriordan@clydeco.ae

Ben Smith, Senior Associate
ben.smith@clydeco.ae

Clyde & Co* accepts no liability for loss occasioned to any person acting or refraining from acting as a result of material contained in this document. The content of this document does not constitute legal advice and should not be relied upon as such. Advice should be taken about your specific circumstances. No part of this summary may be used, reproduced, stored in a retrieval system or transmitted in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, reading or otherwise without the prior permission of Clyde & Co.

*Clyde & Co LLP, Clyde & Co Technical Services JSC and Clyde & Co LLP Lawyers & Legal Consultants Clyde & Co LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales. Authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority.

© Clyde & Co LLP 2016